

公共用水域への排水の規制基準、地下水浄化基準について 市民の皆様の御意見を募集します ～ 生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正 ～

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、健康被害が生じるおそれのある六価クロムと、赤痢菌などを確認するふん便汚染指標の大腸菌群数が見直されたことを受け、水質汚濁防止法の排水基準等が改正される予定となっています。

これを踏まえ、「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「市条例施行規則」）」の一部改正を行います。

この度、市条例施行規則の改正案がまとまりましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

改正の概要

1 公共用水域への排水の規制基準

市条例施行規則では、事業所から河川や海域などの公共用水域に排出される排水の基準値を設けています。

- 六価クロム化合物に係る規制基準の改正（施行予定日：令和6年4月1日）
 - ・基準値を「0.5 mg/L」から「0.2 mg/L」とします。
 - ・電気めっき業の事業所については、暫定基準として0.5 mg/Lを3年間適用します。
 - ・一定期間、既存事業所に対し従前の基準値0.5 mg/Lを適用します。
- 大腸菌群数に係る規制基準の改正（施行予定日：令和7年4月1日）
 - ・「大腸菌群数」を「大腸菌数」とし、基準値を「800CFU（コロニー形成単位）/ml」とします。

2 地下水浄化基準

市条例施行規則では、環境汚染原因者に対し、地下水の水質の浄化命令を発出する際の基準値を設けています。

- 六価クロム化合物に係る地下水浄化基準の改正（施行予定日：令和6年4月1日）
 - ・基準値を「0.05 mg/L」から「0.02 mg/L」とします。

市民意見募集の概要

1 意見募集期間

令和5年11月17日（金）から12月18日（月）まで

2 改正概要等の閲覧・入手方法

- (1) 環境創造局水・土壌環境課のホームページに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunjabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/suishitsu/oshirase/ikenkoubo.html>

- (2) 市庁舎27階環境創造局水・土壌環境課、市庁舎3階市民情報センター及び各区役所区政推進課広報相談係にて閲覧・配布を行っています。

3 御意見の提出方法

- (1) 電子メール : ks-mizu@city.yokohama.jp
(2) 郵送 : 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
横浜市環境創造局水・土壌環境課 宛て
《12月18日（月）消印有効》
(3) FAX : 045-671-2809
(4) 持参 : 市庁舎27階環境創造局水・土壌環境課
《8時45分から17時15分まで
（土・日・祝日を除く。）》



お問合せ先

環境創造局水・土壌環境課長 百瀬 英雄 Tel 045-671-2803